

震災復興発信映像・パネル等制作業務提案書等作成要領

1 目的

本要領は、本市が発注する「震災復興発信映像・パネル等制作業務」の受託者を選定するため、業務の受託を希望する事業者が、発注者へ提出する提案書等の作成に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 提出書類

プロポーザルの参加資格があると確認された者は、下表「提出書類一覧」の書類等を作成し、所定の期日までに提出すること。（提出場所等については、「震災復興発信映像・パネル等制作業務 プロポーザル実施要項」を参照すること。）

また、提出書類の規格はA4版縦置き・左とじ・横書き・両面とする。A4サイズより大きな書類がある場合はA4サイズに折り込むこと。

No.	提出書類
1	提案書提出書（様式第4号）
2	提案書（様式は自由）
3	見積書（様式は自由） ※なお、内訳も記載のこと。

表 提出書類一覧

(1) 提出書類について

提出書類は、次の内容に従い、紙媒体で提出すること。

ア 上記「提出書類一覧」No.1の書類については、1部提出すること。

イ 上記「提出書類一覧」No.2から3までの書類については、一綴りにして提出すること。なお、資料には表紙を作成し、社名の記載、契約締結権限者の氏名及びその印を押印したものを1部、表紙を含め全てにおいて社名、社章等の事業者を特定させる文言等を表記していないものを8部提出すること。

2 提案書に記載すべき事項等

提案書の作成にあたっては、「震災復興発信映像・パネル等制作業務委託基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）を尊重し、次に掲げる項目について必ず記載すること。また、項目ごとに見出しをつけること。

ただし、「震災復興発信映像・パネル等制作業務 受託候補者選定委員会 審査基準」「3 受託候補者の選定 別表 審査項目」に掲げる「過去の業務実績」の審査については、参加表明時に提出した「プロポーザル参加者の同種業務の実績（様式第3号）」及び同種業務の実績を証する契約書及び仕様書など設計図書等の写し等によるものとし、提案書には過去の業務実績を記載しないこと（「プロポーザル参加者の同種業務の実績（様式第3号）」に記載した業務の実績に限り、配置予定の担当者の実績として記載することは可。）。

(1) 企画コンセプト及び編集・構成方針

映像・パネル・冊子の制作に関して、企画提案全体の趣旨、コンセプト、編集・構成方針等を記載すること。

なお、成果物の発信・活用においては、(3)「新しい生活様式」に即した成果物を活用した発信以外に、本市において、基本仕様書「8 制作物の用途について」に記載する用途へ活用する予定であるが、全体的な発信・活用の戦略を踏まえた映像・パネル等の制作を行う必要があることから、メインターゲットとなる視聴者・閲覧者の想定や主な発信・活用の手法（令和3年度以降に行う発信・活用の提案も可）についても記載すること。

(2) 素材の収集・撮影方針

映像・パネル・冊子の制作に関して、収集又は撮影する素材の対象、内容及び手法等を示すこと。

(3) 「新しい生活様式」に即した成果物を活用した発信

予算の範囲内で、成果物を活用して効果的に発信する提案の内容、効果等を具体的に記載すること。

(4) 実施体制

業務に従事する人員の氏名及びその者が有する資格等を記載すること。なお、業務を総括する業務責任者を必ず置くこと。また、業務の実施組織体系を示すこと。

(5) スケジュール

業務の実施工程及びスケジュールを示すこと。

3 その他留意事項

作成にあたっては、出来得る限り独自の素材を用いて作成すること。

ただし、本市復興総室が制作した次の素材については、本業務の企画提案書に限り、熊本市ホームページからダウンロードし、使用することができるものとする。

- (1) 熊本市震災復興計画（本編、資料編、概要版及びガイドブック）
- (2) 平成28年熊本地震 熊本市震災記録誌 ～復旧・復興に向けて～
発災からの1年間の記録
- (3) 「熊本の今～復興に向けた取組の状況～」
- (4) 震災復興発信映像「2016年熊本地震 復興 そして新しい熊本市へ
～市民力・地域力・行政力の結集による上質な生活都市の実現に向けて～」
- (5) 震災復興発信パネル「熊本市 復興への道標 熊本地震震災復興パネル」
- (6) 震災復興発信冊子「熊本市 復興への道標」
- (7) 熊本市復興だよりHi. Go!!